

集約都市開発支援事業の拡充について

(社会資本整備総合交付金交付要綱の一部改正)

国土交通省 都市局 市街地整備課
住宅局 市街地建築課

1. 目的

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき、低炭素まちづくり計画区域内において省エネルギー及び都市機能の集約化等を目的として実施される「認定集約都市開発事業」に対する支援を強化し、その推進を図る。

2. 内容

(1) 認定集約都市開発事業の支援強化

集約都市開発支援事業の交付対象事業のうち、認定集約都市開発事業（優建型）及び認定集約都市開発事業（暮らにぎ型）について、以下のとおり拡充を行う。

①認定集約都市開発事業（優建型）

認定集約都市開発事業（優建型）として実施する場合に限り、優良建築物等整備事業について、以下の拡充を行う。

	現 行	拡 充
対象地域要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3大都市圏の既成市街地等 ・ 地方拠点都市地域 ・ 認定中心市街地活性化基本計画の区域 ・ 人口10万人以上の市の区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3大都市圏の既成市街地等 ・ 地方拠点都市地域 ・ 認定中心市街地活性化基本計画の区域 ・ 人口10万人以上の市の区域 ・ <u>低炭素まちづくり計画の区域（認定集約都市開発事業として実施される場合に限る。）</u>
地区面積要件の緩和対象	<ul style="list-style-type: none"> イ. 概ね1,000㎡以上であるもの ロ. 次のいずれかの条件に該当する場合は、概ね500㎡以上であるもの ・ 認定中心市街地活性化基本計画の区域 ・ 都市再開発法第2条の3第1項第2号若しくは第2項に規定する特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区 ・ 密集法に基づく防災街区整備地区の区域 ・ 重点密集市街地の区域 等	<ul style="list-style-type: none"> イ. 概ね1,000㎡以上であるもの ロ. 次のいずれかの条件に該当する場合は、概ね500㎡以上であるもの ・ 認定中心市街地活性化基本計画の区域 ・ 都市再開発法第2条の3第1項第2号若しくは第2項に規定する特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区 ・ 密集法に基づく防災街区整備地区の区域 ・ 重点密集市街地の区域 ・ <u>低炭素まちづくり計画の区域（認定集約都市開発事業として実施される場合に限る。）</u> 等
優良建築物等整備事業（市街地環境形成タイプ）の対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市拠点整備総合計画区域内で施行される事業 ・ 敷地内に公共的通路等を整備する事業 ・ 沿道法に規定する沿道整備道路の沿道環境の向上に資する事業 ・ 公共駐車場と一体的に整備する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市拠点整備総合計画区域内で施行される事業 ・ 敷地内に公共的通路等を整備する事業 ・ 沿道法に規定する沿道整備道路の沿道環境の向上に資する事業 ・ 公共駐車場と一体的に整備する事業 ・ <u>認定集約都市開発事業</u>

②認定集約都市開発事業（暮らにぎ型）

認定集約都市開発事業（暮らにぎ型）として実施する場合に限り、暮らし・にぎわい再生事業について、以下の拡充を行う。

	現 行	拡 充
区域要件の追加	・ 中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区	・ 中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区 ・ <u>低炭素まちづくり計画の区域内</u>
対象施設要件	認定基本計画に位置付けられたものであること	<u>次のいずれかに該当すること</u> イ 認定基本計画に位置付けられたものであること ロ <u>認定集約都市開発事業であること</u>
区域面積要件の緩和対象	同一の再生事業計画区域内で複数のコア事業を行う場合又は三大都市圏及び指定市を除く地域において空きビル再生支援を実施する場合は概ね500㎡以上	同一の再生事業計画区域内で複数のコア事業を行う場合、三大都市圏及び指定市を除く地域において空きビル再生支援を実施する場合 <u>又は認定集約都市開発事業の場合は概ね500㎡以上</u>

(2) 都市再生整備計画事業の拡充

集約都市開発支援事業の関連事業である都市再生整備計画事業について、特に推進すべき施策として、低炭素まちづくり計画関連（平成25年度制度拡充）を追加する。

なお、特に推進すべき施策のうち環境モデル都市関連については、平成24年度限りとする。

3. その他

以下については、平成24年度限りとする。

- (1) 認定集約都市開発事業
 - ・ 地区再開発事業
- (2) 関連事業
 - ・ 地区再開発事業
 - ・ エコまちネットワーク整備事業

(新旧対照表)

〔下線部分が改正箇所〕

○社会資本整備総合交付金交付金要綱（平成22年3月26日 国官会第2317号）

（改正：平成25年5月15日）

改正後	改正前
附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件 第1章 基幹事業 イ 社会資本整備総合交付金事業 イー1～イー12 (略) イー13 市街地整備事業 イー13-(1)～(10) (略) イー13-(11) 集約都市開発支援事業 1. 目的 (略) 2. 定義 イー13-(11)関係部分における用語の定義は、次に定めるところによる。	附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件 第1章 基幹事業 イ 社会資本整備総合交付金事業 イー1～イー12 (略) イー13 市街地整備事業 イー13-(1)～(10) (略) イー13-(11) 集約都市開発支援事業 1. 目的 (略) 2. 定義 イー13-(11)関係部分における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1)認定集約都市開発事業(再開発型)	イ-13-(2)2.(1)及びイ-16-(1)2.1に規定する市街地再開発事業のうち、認定集約都市開発事業をいう。	(1)認定集約都市開発事業(再開発型)	イ-13-(2)2.(1)及びイ-16-(1)2.1に規定する市街地再開発事業のうち、認定集約都市開発事業をいう。
(2)認定集約都市開発事業(防街型)	イ-13-(2)2.(3)に規定する防災街区整備事業のうち、認定集約都市開発事業をいう。	(2)認定集約都市開発事業(防街型)	イ-13-(2)2.(3)に規定する防災街区整備事業のうち、認定集約都市開発事業をいう。
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(3)認定集約都市開発事業(地区再開発型)</u>	<u>イ-13-(2)2.(5)に規定する地区再開発事業のうち、認定集約都市開発事業をいう。</u>
(3)認定集約都市開発事業(暮らしにぎ型)	イ-13-(4)2.及びイ-16-(5)に規定する暮らし・にぎわい再生事業のうち、認定集約都市開発事業をいう。	(4)認定集約都市開発事業(暮らしにぎ型)	イ-13-(4)2.及びイ-16-(5)に規定する暮らし・にぎわい再生事業のうち、認定集約都市開発事業をいう。
(4)認定集約都市開発事業(優建型)	イ-16-(2)2.1に規定する優良建築物等整備事業のうち、認定集約都市開発事業をいう。	(5)認定集約都市開発事業(優建型)	イ-16-(2)2.1に規定する優良建築物等整備事業のうち、認定集約都市開発事業をいう。
(5)認定集約都市開発事業(住市総型)	イ-16-(8)2.1に規定する住宅市街地総合整備事業のうち、認定集約都市開発事業をいう。	(6)認定集約都市開発事業(住市総型)	イ-16-(8)2.1に規定する住宅市街地総合整備事業のうち、認定集約都市開発事業をいう。
(6)都市再生整備計画事業	イ-10-(1)に規定する都市再生整備計画事業をいう。	(7)都市再生整備計画事業	イ-10-(1)に規定する都市再生整備計画事業をいう。
(7)市街地再開発事業	イ-13-(2)2.(1)及びイ-16-(1)2.1に規定する市街地再開発事業をいう。	(8)市街地再開発事業	イ-13-(2)2.(1)及びイ-16-(1)2.1に規定する市街地再開発事業をいう。
(8)防災街区整備事業	イ-13-(2)2.(3)に規定する防災街区整備事業をいう。	(9)防災街区整備事業	イ-13-(2)2.(3)に規定する防災街区整備事業をいう。
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(10)地区再開発事業</u>	<u>イ-13-(2)2.(5)に規定する地区再開発事業をいう。</u>
(9)暮らし・にぎわい再生事業	イ-13-(4)2.及びイ-16-(5)に規定する暮らし・にぎわい再生事業をいう。	(11)暮らし・にぎわい再生事業	イ-13-(4)2.及びイ-16-(5)に規定する暮らし・にぎわい再生事業をいう。
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(12)エコまちネットワーク整備事業</u>	<u>イ-13-(7)に規定するエコまちネットワーク整備事業をいう。</u>
(10)都市・地域交通戦略推進事業	イ-13-(8)に規定する都市・地域交通戦略推進事業をいう。	(13)都市・地域交通戦略推進事業	イ-13-(8)に規定する都市・地域交通戦略推進事業をいう。
(11)優良建築物等整備事業	イ-16-(2)2.1に規定する優良建築物等整備事業をいう。	(14)優良建築物等整備事業	イ-16-(2)2.1に規定する優良建築物等整備事業をいう。
(12)住宅市街地総合整備事業	イ-16-(8)2.1に規定する住宅市街地総合整備事業をいう。	(15)住宅市街地総合整備事業	イ-16-(8)2.1に規定する住宅市街地総合整備事業をいう。
(13)防災・省エネまちづくり緊急促進事業	イ-13-(10)及びイ-16-(18)に規定する防災・省エネまちづくり緊急促進事業をいう。	(16)防災・省エネまちづくり緊急促進事業	イ-13-(10)及びイ-16-(18)に規定する防災・省エネまちづくり緊急促進事業をいう。
3. 集約都市開発支援事業計画 (略)		3. 集約都市開発支援事業計画 (略)	
4. 交付対象事業 本事業の交付対象となる事業は、集約都市開発支援事業計画に記載された次に掲げる事業とする。ただし、1		4. 交付対象事業 本事業の交付対象となる事業は、集約都市開発支援事業計画に記載された次に掲げる事業とする。ただし、1	

の事業が記載されている場合に限る。

1 認定集約都市開発事業

集約都市開発支援事業計画の目標を実現するために実施する次に掲げる事業をいう。

- (1)認定集約都市開発事業（再開発型）
- (2)認定集約都市開発事業（防街型）
- (3)認定集約都市開発事業（優建型）

（削除）

- (4)認定集約都市開発事業（住市総型）
- (5)認定集約都市開発事業（暮らにぎ型）

2 関連事業

集約都市開発支援事業計画の目標を実現するため、認定集約都市開発事業と関連して実施することが必要な次に掲げる事業をいう。

- (1)市街地再開発事業
- (2)防災街区整備事業
- (3)優良建築物等整備事業

（削除）

- (4)住宅市街地総合整備事業
- (5)暮らし・にぎわい再生事業
- (6)防災・省エネまちづくり緊急促進事業

（削除）

- (7)都市・地域交通戦略推進事業
- (8)都市再生整備計画事業（ただし、都市再生整備計画に基づき実施される表10-(1)に掲げる事業等のうち、同表第4項から第12項、第15項第1号から第3号、第16項から第18項、第20項から第22項及び第27項に掲げる事業等に限る。）

5. 交付対象（略）

6. 認定集約都市開発事業（優建型）に係る特例

認定集約都市開発事業（優建型）にあつては、附属第Ⅱ編イ-16-(2)について、表13-(11)-1の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

表13-(11)-1

左欄	中欄	右欄
附属第Ⅱ編イ-16-(2)第1項第一号ロ	(5)次のいずれかの条件に該当する公共駐車場と一体的に整備するものであること。 ① 駐車場台数が概ね100台以上の自走式駐車場（機械自走併用式駐車場の場合は概ね70台以上、機械式駐車場の場合は概ね30台以上）であること	(5)次のいずれかの条件に該当する公共駐車場と一体的に整備するものであること。 ① 駐車場台数が概ね100台以上の自走式駐車場（機械自走併用式駐車場の場合は概ね70台以上、機械式駐車場の場合は概ね30台以上）であること

の事業が記載されている場合に限る。

1 認定集約都市開発事業

集約都市開発支援事業計画の目標を実現するために実施する次に掲げる事業をいう。

- (1)認定集約都市開発事業（再開発型）
- (2)認定集約都市開発事業（防街型）
- (3)認定集約都市開発事業（優建型）
- (4)認定集約都市開発事業（地区再開発型）
- (5)認定集約都市開発事業（住市総型）
- (6)認定集約都市開発事業（暮らにぎ型）

2 関連事業

集約都市開発支援事業計画の目標を実現するため、認定集約都市開発事業と関連して実施することが必要な次に掲げる事業をいう。

- (1)市街地再開発事業
- (2)防災街区整備事業
- (3)優良建築物等整備事業
- (4)地区再開発事業
- (5)住宅市街地総合整備事業
- (6)暮らし・にぎわい再生事業
- (7)防災・省エネまちづくり緊急促進事業
- (8)エコまちネットワーク整備事業
- (9)都市・地域交通戦略推進事業

- (10)都市再生整備計画事業（ただし、都市再生整備計画に基づき実施される表10-(1)に掲げる事業等のうち、同表第4項から第12項、第15項第1号から第3号、第16項から第19項、第21項から第23項及び第28項に掲げる事業等に限る。）

5. 交付対象（略）

	<p>② 都市計画法による都市施設又は都市施設に準ずる施設であること</p> <p>③ 16-(2)3.六に規定する中心市街地内のもので駐車場の用に供する部分の床面積がこれと一体的に整備する建築物の建築面積以上であること</p>	<p>② 都市計画法による都市施設又は都市施設に準ずる施設であること</p> <p>③ 16-(2)3.六に規定する中心市街地内のもので駐車場の用に供する部分の床面積がこれと一体的に整備する建築物の建築面積以上であること</p> <p>(6)都市機能の集約を図るための拠点の形成に資する認定集約都市開発事業</p>
<p>附属第Ⅱ編イ-1 6-(2)3.</p>	<p>優良再開発型優良建築物等整備事業にあつては一号から八号までのいずれかの区域内</p>	<p>優良再開発型優良建築物等整備事業にあつては一号から八号まで及び十二号のいずれかの区域内（ただし、十二号の区域は市街地環境形成タイプの場合に限る。）</p>
<p>附属第Ⅱ編イ-1 6-(2)3.</p>	<p>十一 密集住宅市街地整備促進事業の事業地区</p>	<p>十一 密集住宅市街地整備促進事業の事業地区</p> <p>十二 低炭素まちづくり計画の区域（ただし、認定集約都市開発事業として実施される場合に限る。）</p>
<p>附属第Ⅱ編イ-1 6-(2)4. 第一号ロ</p>	<p>⑫ 中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域及び同条第4項に規定する都市開発区域（ただし、マンション建替タイプに限る。）</p>	<p>⑫ 中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域及び同条第4項に規定する都市開発区域（ただし、マンション建替タイプに限る。）</p> <p>⑬ 低炭素まちづくり計画の区域内（ただし、認定集約都市開発事業として実施される場合に限る。）</p>
<p>7. 認定集約都市開発事業（暮らにぎ型）に係る特例</p> <p>認定集約都市開発事業（暮らにぎ型）にあつては、附属第Ⅱ編イ-13-(4)及び附属第Ⅲ編イ-13-(4)について、表13-(11)-2の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。</p>		

表13-(11)-2

左欄	中欄	右欄
附属第Ⅱ編イ-1 3-(4)1.	中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区	中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区等
附属第Ⅱ編イ-1 3-(4)4. 第1項第一号	一 認定基本計画に位置付けられたものであること	一 次のいずれかに該当すること イ 認定基本計画に位置付けられたものであること ロ 認定集約都市開発事業により整備されるものであること
附属第Ⅱ編イ-1 3-(4)4. 第1項第二号	(同一の再生事業計画区域内で複数のコア事業を行う場合又は三大都市圏及び指定市を除く地域において空きビル再生支援を実施する場合は概ね500㎡以上)	(同一の再生事業計画区域内で複数のコア事業を行う場合、三大都市圏及び指定市を除く地域において空きビル再生支援を実施する場合又は認定集約都市開発事業の場合は概ね500㎡以上)
附属第Ⅲ編イ-1 3-(4)第2項第二号	認定基本計画に位置付けられた	認定基本計画に位置付けられ、又は認定集約都市開発事業により整備される
附属第Ⅲ編イ-1 3-(4)第2項第五号	認定基本計画に位置付けられた	認定基本計画に位置付けられ、又は認定集約都市開発事業により整備される
附属第Ⅲ編イ-1 3-(4)第8項第一号	認定基本計画に位置付けられた	認定基本計画に位置付けられ、又は認定集約都市開発事業により整備される
附属第Ⅲ編イ-1 3-(4)第8項第二号	認定基本計画に位置付けられた	認定基本計画に位置付けられ、又は認定集約都市開発事業により整備される

イ-14～イ-16 (略)

ロ 防災・安全交付金事業 (略)

イ-14～イ-16 (略)

ロ 防災・安全交付金事業 (略)

<p>附属第Ⅲ編 国費の算定方法</p> <p>第1章 基幹事業</p> <p>イ 社会資本整備総合交付金事業</p> <p>イー1～イー12 (略)</p> <p>イー13 市街地整備事業</p> <p>イー13-(1)～(10) (略)</p> <p>イー13-(11) 集約都市開発支援事業に係る基礎額</p> <p>1. 基礎額</p> <p>本事業の基礎額は、認定集約都市開発事業については附属第Ⅱ編イー13-(11)4.1の(1)から(5)に掲げる各事業の規定に基づき算出された額、関連事業については附属第Ⅱ編イー13-(11)4.2の(1)から(8)に掲げる各事業の規定に基づき算出された額とする。ただし、関連事業である都市再生整備計画事業の基礎額に係るイー10-(1)1.イの4)式の適用にあたっては、ii)又はiv)に該当する場合に限るものとする。</p> <p>イー14～イー15 (略)</p> <p>イー16 住環境整備事業</p> <p>イー16-(1)～(18) (略)</p> <p>イー16-(19) 集約都市開発支援事業に係る基礎額</p> <p>1. 基礎額</p> <p>本事業の基礎額は、認定集約都市開発事業については附属第Ⅱ編イー16-(19)により準用する附属第Ⅱ編イー13-(11)4.1の(1)から(5)に掲げる各事業の規定に基づき算出された額、関連事業については附属第Ⅱ編イー16-(19)により準用する附属第Ⅱ編イー13-(11)4.2の(1)から(8)に掲げる各事業の規定に基づき算出された額とする。ただし、関連事業である都市再生整備計画事業の基礎額に係るイー10-(1)1.イの4)式の適用にあたっては、ii)又はiv)に該当する場合に限るものとする。</p> <p>□ 防災・安全交付金事業 (略)</p>	<p>附属第Ⅲ編 国費の算定方法</p> <p>第1章 基幹事業</p> <p>イ 社会資本整備総合交付金事業</p> <p>イー1～イー12 (略)</p> <p>イー13 市街地整備事業</p> <p>イー13-(1)～(10) (略)</p> <p>イー13-(11) 集約都市開発支援事業に係る基礎額</p> <p>1. 基礎額</p> <p>本事業の基礎額は、認定集約都市開発事業については附属第Ⅱ編イー13-(11)4.1の(1)から(6)に掲げる各事業の規定に基づき算出された額、関連事業については附属第Ⅱ編イー13-(11)4.2の(1)から(10)に掲げる各事業の規定に基づき算出された額とする。ただし、関連事業である都市再生整備計画事業の基礎額に係るイー10-(1)1.イの4)式の適用にあたっては、ii)又はiv)に該当する場合に限るものとする。</p> <p>イー14～イー15 (略)</p> <p>イー16 住環境整備事業</p> <p>イー16-(1)～(18) (略)</p> <p>イー16-(19) 集約都市開発支援事業に係る基礎額</p> <p>1. 基礎額</p> <p>本事業の基礎額は、認定集約都市開発事業については附属第Ⅱ編イー16-(19)により準用する附属第Ⅱ編イー13-(11)4.1の(1)から(6)に掲げる各事業の規定に基づき算出された額、関連事業については附属第Ⅱ編イー16-(19)により準用する附属第Ⅱ編イー13-(11)4.2の(1)から(10)に掲げる各事業の規定に基づき算出された額とする。ただし、関連事業である都市再生整備計画事業の基礎額に係るイー10-(1)1.イの4)式の適用にあたっては、ii)又はiv)に該当する場合に限るものとする。</p> <p>□ 防災・安全交付金事業 (略)</p>
--	--